

胎内市第3次総合計画及び第3期総合戦略策定業務委託事業者選定に係る
プロポーザル実施要領

本市の市政運営の指針となる第2次総合計画と人口の現状と将来展望を踏まえ、各施策や取組により人口減少の抑制を目指す第2期総合戦略が令和8年度に最終年次を迎えることから、これまでの計画の評価分析、事業の効果検証等を行った上で、第3次総合計画（以下「総合計画」という。）及び第3期総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定します。

受託事業者の選定に当たっては、金額の多寡のみの比較である通常の競争入札ではなく、プロポーザル方式により最も優れた者を特定します。

プロポーザルに応募する意思のある方は、下記に掲げる内容により「参加希望票」及び「提案書」を作成し提出してください。

1 業務名

胎内市第3次総合計画及び第3期総合戦略策定業務

2 業務内容

別紙「胎内市第3次総合計画及び第3期総合戦略策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

3 予定契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日（金）まで

4 契約上限額

継続費とし令和7年度、令和8年度の2か年にわたり策定を進める。

令和7年度 4,493,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和8年度 8,118,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託料の算定にあたっては、消費税及び地方消費税の税率を10%として算出してください。

5 参加資格等

(1) 参加者の資格

- ① 過去5年間に於いて地方公共団体での総合計画策定業務及び総合戦略総合戦略策定業務を受託し、完了した実績があること。
- ② 胎内市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成17年訓令第38号）に基づく指名停止を受けている者又は指名停止の措置要件に該当する者でないこと。

- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は当該申し立てがなされなかった者とみなす。
- ④ 受託事業者が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- ⑤ 受託事業者は、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 参加者からの除外

- ① 上記(1)のいずれかの要件を欠くようになったとき。
- ② 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- ③ 法的整理が開始されるなど、いわゆる「倒産状態」になったとき。
- ④ 威圧その他の行為により公正かつ円滑な選定業務を妨げたとき。
- ⑤ 見積金額（税込み）が契約上限額を超えるとき。

6 参加希望受付及び確認

この実施要領、仕様書等を十分確認し、業務委託の趣旨を踏まえた上で、参加希望の事業者は、提案の参加意思確認を行うために、参加希望票を事前に提出してください。

① 受付期間

令和 7 年 6 月 6 日(金)9 時 00 から令和 7 年 7 月 17 日(木)17 時 00 分まで（ただし、閉庁日を除く。）

② 提出書類 参加希望票（様式 1） 1 部

③ 提出方法 担当課窓口へ直接持参、郵送又は電子メール

④ 指名通知 令和 7 年 7 月 25 日(金)に電子メールにて通知予定

なお、胎内市建設工事入札参加資格審査規程（平成 17 年告示第 10 号）第 6 条第 1 項、胎内市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成 17 年告示第 14 号）第 6 条第 1 項又は胎内市物品・役務等入札参加資格審査規程（平成 20 年告示第 23 号）第 6 条第 1 項に規定する入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては、以下の書類も併せて提出すること。

ア 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（法人）

イ 履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）（商号登記している個人）

ウ 身分証明書（商号登記していない個人）

エ 登記されていないことの証明書（商号登記していない個人）

オ 財務諸表（法人及び個人）

カ 法人事業税の納税証明書（法人）

キ 納税証明書（法人：法人税及び消費税及び地方消費税、個人：申告所得税及び消費税
及び地方消費税）

7 質問の受付及び回答

この実施要領、仕様書等に関する質問があるときは、質問書（様式2）を提出してください。

- (1) 受 付 期 間 令和7年6月6日(金)9:00 から令和7年6月27日(金)17:00 まで
- (2) 提 出 方 法 担当課へ質問書により電子メールで提出
- (3) 質問への回答 令和7年6月30日（月）9:00以降、胎内市ホームページに掲出する。

8 提案の受付

6④による指名通知を受けた事業者は、提案書を提出してください。

- (1) 提案受付期間 令和7年7月25日(金)9:00 から令和7年8月8日(金)17:00 まで
(ただし、閉庁日を除く。)

- (2) 提出方法 担当課窓口へ直接持参又は郵送してください。

- (3) 提案書 次の①から⑤までの書類を1組としたものを提案書とします。作成に当たっては、提案書作成要領（別添A）も参考にしてください。

① 提案者の概要（別記様式1）

提案事業者の所在地、資本金その他基本情報を記入してください。

② 業務実績調書（別記様式2）

総合計画策定業務及び総合戦略策定業務の元請としての受注実績等を記入してください。

③ 担当者実績及び業務執行体制（別記様式3）

本業務に従事する技術者の配置計画及び配置する各技術者の担当する業務内容・保有資格・関連業務の実績・経験を記入してください。また、本業務の総括責任者、担当者等の所属、役割等実施に当たっての体制及び特徴を記入してください。

④ 見積書（別記様式4）

契約上限額（税込み）以内で、見積金額（税込み）を記載してください。

⑤ 業務についての提案（任意様式）

様式で示した各項目についての提案者としての考え方を記入してください。

- (4) 提出部数

提案書：正本1部、副本5部（写し可）

9 選定方法（最終選定）

- (1) 実施日時 令和7年8月下旬を予定しています。
- (2) 選定方法 胎内市第3次総合計画及び第3期総合戦略策定業務委託プロポーザル審査

委員会（以下「審査委員会という」）が提案者から提出された提案書を判断要素として、審査委員会が作成した評価基準に基づき審査し、最も高得点を獲得したものを受託候補者とします。なお、必要に応じて別日にヒアリング・プレゼンテーションを行うこともあります。また、参加事業者全員の採点を行い順位づけを行います。

◎ 選定評価基準の評価項目及び配点

ア 書類審査評価点	250 点
イ 見積金額評価点	250 点
ウ プレゼンテーション評価点	750 点
総合計得点（ア＋イ＋ウ）	1,250 点

予定額を超えている場合は失格とします。

(3) 結 果 通 知 最終選定結果は、提案事業者全員に電子メールで通知します。

(4) 委 員 構 成 委員長：副市長

委 員：副市長、総務課長、財政課長、総合政策課長、総合政策企画政策係長

10 委託契約 受託候補者と協議を行い、見積徴取により随意契約を行います。

11 その他

(1) 本プロポーザル参加に関する費用は、参加者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。

(2) 提案書において、虚偽の記載等の不正な行為が判明したときは、指名停止等の措置を行うことがあります。

(3) 本要領に定めのない事項については、協議の上、決定することとします。

連絡先

〒959-2693

新潟県胎内市新和町2番10号

胎内市役所総合政策課企画政策係

担 当：三浦

電 話：0254-43-6111（代表）

E-mail：kikaku@city.tainai.lg.jp